

秘

労働状況実態調査票

令和元年8月調査 川崎市経済労働局労働雇用部

調査内容は、統計の作成・分析の目的にのみ使用し、他にもらすことはありませんので、ありのままご記入ください。

【ご不明な点の問い合わせ先】
株式会社サーベイリサーチセンター
電話 03-6826-4666

1. この調査は事業所を単位とした、労働者についての調査です。調査票の送付された**事業所単位**でお答えください。
2. 担当者不在などの関係で事業所にて回答できない場合は、本社・本店などに転送してください。その場合、特に断りがない限り、調査票が送付された事業所単位の内容でお答えください。
3. 回答は、該当する番号を○で囲んでください。また、回答欄 がある場合は、その中に該当する数字を整数で記入してください。
4. お手数ですが、調査票は **8月30日(金)** までに、返信用封筒に入れて、切手を貼らずに返送してください。

※本調査は、川崎市から委託を受けて、株式会社サーベイリサーチセンターが実施しています。

「企業・事業所名」「所在地」に誤りや変更がある場合は、赤字で訂正してください。

企業・事業所名	差込印刷		
所在地	差込印刷		
電話番号	() () () () () ()		
記入者の所属・氏名	(所属氏名)		
貴事業所の主な産業分類	1. 建設業 6. 宿泊業、飲食サービス業 2. 製造業 7. 教育、学習支援業 3. 情報通信業 8. 医療、福祉業 4. 運輸業、郵便業 9. サービス業 5. 卸売・小売業 10. その他 ()		
	労働組合の有無 1. ある 2. ない		
労働者数(令和元年8月1日現在) ※該当者がいない場合は0と記入してください			
正社員	貴社全体の常用労働者数*1		人
	貴事業所全体の常用労働者数		人
非正社員 (事業所内)	パートタイマー(アルバイトを含む)		人
	契約社員*2・嘱託社員数*3		人
	派遣社員数*4		人

*1.「常用労働者」には、経営者・役員、嘱託、日々雇用者、期間の定めのある雇用者、臨時、パートタイマー、アルバイト、無給の家族従業員を**含めません**。
*2.「契約社員」とは、正社員とは別の労働条件の下に、給与額や雇用期間など個別の労働契約を結んで働く常勤社員をさします。
*3.「嘱託社員」とは、定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用されている者をさします。
*4.「派遣社員」とは、派遣事業者等と雇用関係にある者が、派遣事業者等と派遣先との契約に基づいて、就労している状況をさします。

問1 昨年同時期と比べた貴事業所の経営状況(生産・販売状況)、最近の世間一般の景気動向について該当する項目に○をつけてください。(○は1つずつ)	
昨年同時期と比べた貴事業所の経営状況	最近の世間一般の景気動向
1. かなり良くなっている	1. かなり良くなっている
2. 多少良くなっている	2. 多少良くなっている
3. ほとんど変わらない	3. ほとんど変わらない
4. 多少悪くなっている	4. 多少悪くなっている
5. かなり悪くなっている	5. かなり悪くなっている

問2 今後1年間の貴事業所の経営動向について該当する項目に○をつけてください。(○は1つ)	
1. 現在より良くなる見通し	3. 現在より悪くなる見通し
2. 現状維持となる見通し	4. わからない

問3 交替勤務者を除く、貴事業所の週休形態について該当する項目に○をつけてください。(○は1つ)	
1. 完全週休2日制	5. 月1回週休2日制
2. 月3回週休2日制	6. 週休1日半制
3. 隔週週休2日制	7. 週休1日制
4. 月2回週休2日制	8. その他(変形労働時間制など)

問4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの貴事業所における主な常用労働者一人当たりの労働時間、短縮状況について、A～Fの各項目についてお答えください。	
A. 年間所定労働日数	
B. 1日の所定労働時間	
C. 1週の所定労働時間	
D. 年間所定労働時間	
E. 年間の超過労働時間 (1人当たりの年間残業時間の平均)	男性(平均) 時間 女性(平均) 時間 事業所全体(平均) 時間
F. 過去1年間に雇用情勢の悪化により労働時間や労働日数の短縮を実施したことがありますか(していますか)。(○は1つ)	1. はい 2. いいえ

※原則として就業規則・労働協約であらかじめ定められたものです。
※年間の所定労働日数は年間を通じて労働すべき日と定められた日で、所定の週休日、国民の祝日、年末年始休暇、夏季一斉の休暇など事業所全体で休業する日を除きます。
※所定労働時間とは、始業時間から終業時間までの間の休憩時間等を除く実際の労働時間であり、日や週によって異なる場合は平均労働時間を記入してください。
※職種等により労働時間が異なる場合は、就労人数の多い職種でお答えください。

問5 貴事業所の常用労働者一人当たりの平均の年次有給休暇の消化率について該当する項目に○をつけてください。(○は1つ)			
1. 20%未満	3. 30～39%	5. 50～59%	7. 70～79%
2. 20～29%	4. 40～49%	6. 60～69%	8. 80%以上
※算出にあたっては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの実績消化率をベースに回答してください。 【算出式】(全従業員の有給消化日数 ÷ 全従業員の有給付与日数) × 100 ※有給付与日数は、繰越分を含まない1年間の付与日数をさします。			

問6 貴事業所における過去1年間の正社員、非正社員の増減について該当する項目に○をつけてください。(○は1つずつ)	
正社員	非正社員
1. 大幅に減少	1. 大幅に減少
2. やや減少	2. やや減少
3. 変わらない	3. 変わらない
4. やや増加	4. やや増加
5. 大幅に増加	5. 大幅に増加
	6. 非正社員は採用していない

問7 問6で1(大幅に減少)又は2(やや減少)を選んだ場合のみお答えください。 正社員又は非正社員減少の主な原因について該当する項目に○をつけてください。(○は3つずつまで)	
--	--

正社員	非正社員
1. 定年等による自然減	1. 正社員への登用
2. 採用抑制	2. 採用抑制
3. 自主退職	3. 自主退職
4. 早期退職優遇制度(選択定年制)を利用した退職	4. 派遣元の都合
5. 希望退職制度を利用した退職	5. 求人難
6. 求人難	6. 解雇 → 過去1年間の人数について、差し障りのない範囲でお答えください。 ()人
7. 転籍・出向	7. 雇止め → 過去1年間の人数について、差し障りのない範囲でお答えください。 ()人
8. 解雇 → 過去1年間の人数について、差し障りのない範囲でお答えください。 ()人	8. その他 ()
9. その他 ()	

問8 問7で「正社員」の8(解雇)又は「非正社員」の6(解雇)又は7(雇止め)を選んだ場合のみお答えください。 解雇、雇止めの理由について該当する項目に○をつけてください。(○はいくつでも)	
1. 事業縮小等会社都合	4. 勤務態度又は勤務成績が不良
2. 職務命令に対する重大な違反行為	5. その他 ()
3. 業務について不正な行為	

問9 貴事業所における正社員、非正社員の雇用予定について、現在の社員数を基準に今後1年間の動向として該当する項目に○をつけてください。(○は1つずつ)	
正社員	非正社員
1. 増やしていく予定	1. 増やしていく予定 → 問10にお進みください
2. 現状維持の予定	2. 現状維持の予定
3. 減らしていく予定	3. 減らしていく予定

問10 問9で「非正社員」の1(増やす予定)を選んだ場合のみお答えください。 非正社員を増やす主な原因について該当する項目に○をつけてください。(○は3つまで)	
1. 業務内容が正社員以外で対応可能	5. 自社で育成困難な労働力の確保
2. 人件費の軽減	6. 採用・雇用が容易
3. 業務の繁閑に対応	7. 正社員が定着しない
4. 正社員の求人難	8. その他 ()

問11 貴事業所での社員採用方法について該当する項目に○をつけてください。(○はいくつでも)	
1. 公共職業安定所を通じて	5. 縁故等を通じて
2. 民間職業紹介機関を通じて	6. 川崎市「キャリアサポートかわさき」の無料職業紹介を通じて
3. 関連会社等を通じて	7. その他 ()
4. インターネット・求人雑誌・新聞広告等で直接募集	

裏面に続きます。引き続きご回答ください。

問12 及び 問13 は、パートタイマー（アルバイトを含む）を採用している事業所にお聞きます。

問12 AとBの各設問について、パートタイマー（アルバイトを含む）の労働時間等を男女それぞれ1つずつ選び、回答欄に番号をご記入ください。（選択番号を記入）

A. 1日の平均労働時間

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 3時間未満 | 5. 6時間以上7時間未満 |
| 2. 3時間以上4時間未満 | 6. 7時間以上8時間未満 |
| 3. 4時間以上5時間未満 | 7. 8時間以上 |
| 4. 5時間以上6時間未満 | |

男性	女性

B. 週あたり平均労働日数

- | | |
|-------|-------|
| 1. 1日 | 5. 5日 |
| 2. 2日 | 6. 6日 |
| 3. 3日 | 7. 7日 |
| 4. 4日 | |

男性	女性

問13 貴事業所でパートタイマーの労働条件や処遇等で実施しているものについて該当する項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 正社員への登用（制度の整備） | 5. 福利厚生施設の利用 |
| 2. 賃上げ | 6. 苦情の申し出に対する解決制度 |
| 3. 育児・介護休業制度 | 7. その他（ ） |
| 4. 教育訓練の実施 | 8. 特になし |

※改正パートタイム労働法が平成27年4月1日に施行され、パートタイマーの雇用環境の整備が図られています。

問14 貴事業所の定年制度の形態について該当する項目に○をつけてください。（○は1つ）また、1（一律に実施）を選択した場合、定年年齢についてもご回答ください。

- | | | |
|-----------|------|---|
| 1. 一律に実施 | 定年年齢 | 歳 |
| 2. 職種別に実施 | | |
| 3. 定年制はない | | |
| 4. その他（ ） | | |

問15 貴事業所における定年退職者の平均勤続年数について該当する項目に○をつけてください。（○は1つ）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 20年未満 | 4. 30～35年未満 |
| 2. 20～25年未満 | 5. 35年以上 |
| 3. 25～30年未満 | |

※算出にあたっては、前年度1年間をベースにご回答ください。

問16 貴事業所における定年退職者一人当たりの平均退職金額について該当する項目に○をつけてください。（○は1つ）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 500万円未満 | 6. 1,500～1,750万円未満 |
| 2. 500～750万円未満 | 7. 1,750～2,000万円未満 |
| 3. 750～1,000万円未満 | 8. 2,000万円以上 |
| 4. 1,000～1,250万円未満 | 9. 退職金制度はない |
| 5. 1,250～1,500万円未満 | |

※算出にあたっては、前年度1年間をベースにご回答ください。

問17 貴事業所に以下の制度はありますか。該当する項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 再雇用制度 | 3. 再就職斡旋制度 |
| 2. 勤務延長制度 | 4. いずれの制度もない |

※「再雇用制度」とは、定年到達時点でいったん退職させた後、再び雇用する制度です。
※「勤務延長制度」とは、定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく、引き続き雇用する制度です。

問18 貴事業所の以下の制度の整備状況について該当する項目に○をつけてください。また、1（制度として明文化している）を選んだ場合、利用実績のあり・なしに○をつけてください。（○は1つずつ）

育児休業制度	介護休業制度	子の看護休暇
1. 制度として 明文化している ⇒利用実績 （あり・なし）	1. 制度として 明文化している ⇒利用実績 （あり・なし）	1. 制度として 明文化している ⇒利用実績 （あり・なし）
2. 明文化していないが、 慣行としてある	2. 明文化していないが、 慣行としてある	2. 明文化していないが、 慣行としてある
3. ない	3. ない	3. ない

問19 貴事業所では、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを実施していますか。該当する項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 育児・介護等による短時間勤務やフレックスタイム等、時差勤務制度 |
| 2. 育児・介護等による勤務軽減措置（時間外・休日勤務の免除、転勤配慮等） |
| 3. 在宅勤務制度 |
| 4. 託児施設の設置 |
| 5. 育児・介護等による休職中の経済的支援（社会保険料の援助等） |
| 6. 休職前や復職時の上司や人事部を交えた面談（勤務環境や業務の確認等） |
| 7. 育児・介護等の事由による退職者に対する再雇用制度 |
| 8. 転勤等の要件を満たさなくても女性社員を管理職に登用 |
| 9. その他（ ） |
| 10. ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みはいずれも行っていない |

問20 貴事業所では「働き方改革」に関する以下の取り組みを実施していますか。該当する項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 長時間労働の是正 | 7. 障害者、高齢者の活用 |
| 2. 有給休暇の取得促進 | 8. 外国人雇用 |
| 3. 育児・介護休暇制度の導入 | 9. オフィス環境の改善 |
| 4. 短時間勤務、フレックスの導入 | 10. 人材育成 |
| 5. テレワークの導入 | 11. 健康経営の促進 |
| 6. 生産性向上
（具体例： ） | 12. その他（ ） |
| | 13. 特に取り組んでいない |

問21 貴事業所の福利厚生制度について該当する項目に○をつけてください。（○は1つ）

- | |
|---------------------------|
| 1. 自社で独自制度により実施 |
| 2. 民間の福利厚生会社にアウトソーシング |
| 3. 公的な制度（かわさきハッピーライフ等）を利用 |
| 4. 商工会議所・法人会等の会員制度を利用 |
| 5. 実施していない |

問22 福利厚生の導入・運用にあたり、課題はありますか。該当する項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 経費負担が大きい | 4. 課題はない |
| 2. 事務負担が大きい | 5. その他（ ） |
| 3. ニーズがない・少ない | |

問23 人材確保の状況について該当する項目に○をつけてください。

人材確保の状況はいかがですか（○は1つ）	
1. 充足	2. やや不足 3. かなり不足
人材確保において実施している人手不足対策はありますか（○はいくつでも）	
1. 採用活動の強化	7. 機械化やロボットの導入
2. 派遣社員又は出向者の活用	8. 一部業務のアウトソーシング
3. 非正社員から正社員への登用	9. 海外拠点や海外企業の活用
4. 定年延長・廃止等	10. 部門・業務の縮小・廃止
5. 外国人の登用	11. その他（ ）
6. 職場環境の整備（働きやすい環境）	12. 特に実施していない

問24 外国人の在籍状況について該当する項目に○をつけてください。（○は1つ）

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 現在、在籍している | → 問25にお進みください |
| 2. 過去に在籍していたことがある | |
| 3. 在籍していない | → 問26にお進みください |

問25 問24で1（現在、在籍している）又は2（過去に在籍していたことがある）を選んだ場合のみお答えください。

その方の在留資格（就労ビザ）は何ですか。（○はいくつでも）

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 専門的・技術的分野の在留資格 | 5. 特定技能 |
| 2. 技能実習 | 6. 資格外活動 |
| 3. 身分に基づく在留資格 | 7. その他（ ） |
| 4. 特定活動 | |

問26 問24で「1」、「2」と回答した事業所は、課題に感じ（た）ていること、問24で「3」と回答した事業所は、雇用等にあたって障壁となっていること、について該当する項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1. 費用がかかる | 6. 日本人との職業に対する意識の差 |
| 2. 日本語能力 | 7. 求人しても応募がない |
| 3. 受入れ体制の不整備 | 8. 異文化の相互理解 |
| 4. 手続きの煩雑さ | 9. その他（ ） |
| 5. 在留期間の制限 | 10. 特になし |

問27 役員及び係長クラス以上の管理職に就いている正社員の人数と、そのうちの女性の人数について、以下の役職区分別にそれぞれの人数を記入してください。（該当者がいない場合には0と記入してください。）

区分	全体の人数 （令和元年8月1日現在）			
	（人）		うち女性（人）	
役員				
部長相当職				
課長相当職				
係長相当職				

数字は、1マス1数字、右詰めでご記入してください。

※役員には、取締役（代表）や監査役など、経営に関わる者が該当します。
※管理職には、企業の組織系列の各部署において、配下の係員を指揮・監督するほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
※部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴事業所の実施により、どの役職に該当するか適宜判断してください。

問28 女性活躍推進法（※）に基づく事業主行動計画策定状況について該当する項目に○をつけてください。（○は1つ）

- | |
|----------------------------------|
| 1. 既に労働局に計画を提出済みであり、従業員にも周知している |
| 2. 既に労働局に計画を提出済みだが、従業員への周知はしていない |
| 3. 計画策定の準備中であり、従業員にも周知している |
| 4. 計画策定の準備中だが、従業員への周知はしていない |
| 5. 特に何もしていない |
| 6. その他（ ） |

※平成27年8月に成立。働く場における女性の活躍に向けて、女性の採用・登用等について数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表が事業主に義務付けられました。（常時雇用する労働者が300人以下の事業者については努力義務）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。